

## 障害者自立支援法について

重症心身障害児および重症心身障害者に関する障害者自立支援法の介護給付の新サービスメニューごとに説明します。

### 1. ホームヘルプ

障害者自立支援法は、三障害や窓口のみならず事業も一元化になり、ホームヘルプも三障害のすべての方が受けられる事業内容となる。

ホームヘルプについて、国は障害程度区分ごとに事業基準を決める。

### 2. 重度訪問介護

ホームヘルプサービスと移動介護が合体したものと考えれば良い。

移動介護自体はなくなり、他のサービスと合体することとなる。

### 3. 行動援護

強度行動障害者と精神障害者のためのサービス。

知的障害者対象のサービスは17年4月から開始しているが、基準が厳しくてなかなか使われていない。自治体から人材不足（責任者は5年以上、ヘルパーは2年以上の経験）とハードルが高すぎる（20点満点中10点以上）と言っているが、ハードルを下げるつもりはない。

### 4. 療養介護（医療型）

入院と介護の合体したもので、障害程度区分5以上（要介護4以上）とすると、重症心身障害者の7～8割はこの区分でカバーできる。残りの2～3割は、常時の医療若しくは介護を必要としない方ということになる。

施設がすべて療養介護に移行したとしても、平成23年までの5年間は経過措置として現施設に残留できるが、療養介護に移行しない方の分は給付金を低くする。

療養介護型を高くして児童施設を多少低くし、更に新体系で加齢児の重症心身障害児施設入所者を低くしないと、療養介護型への移行促進はしないと考えている。療養介護型は、現行の重症児指導費程度は見る予定だが、区分が低いとその分金額が低くなるので、施設側も重症児施設のままがよいか、療養介護施設がよいかの選択に躊躇している。

児童福祉施設は児童福祉法で規定されており、児童福祉法は当面変わらないので、加齢児（18歳以上）も現在の児童福祉施設でそのまま入所を続けることができる。また、介護給付は障害程度区分認定が必要だが、児童福祉法は改訂していないから、児童には区分がない。児童福祉施設は5年後の改革のため、3年間かけて見直す。児童の施設には現在と同じ金額を支払う。

このため、現在の重症心身障害児施設は、このまま重症心身障害児施設で残った方が得策ではないかと思う。

## 5. 生活介護（福祉型）

身体障害者療護施設や知的障害者更生施設に該当する。

現在、知的障害者更生施設に入所している50歳以上の方は現行のまま。

障害程度区分判定の27の特別項目と医師の意見書で障害程度区分が上がる。

## 6. 児童デイサービス

本来は未就学児童か小学生程度の年齢を考慮しており、療育中心で行なってきた。

児童サービスなので現行のまま存続するが、大人のデイサービスは三障害ともなくなる。

18歳以上は継続できないので、日中介護の別な事業に移行することとなる。

児童福祉施設は5年後の改革のため、3年間かけて見直す。

## 7. ショートステイ（短期入所）

大人の場合は、障害程度区分認定が必要。児童の場合は、現在のまま区分認定は不要。

## 8. 重度障害者等包括支援

事業所に一定の金額を給付し、一ヶ月のすべての介護とサービスをしてもらう。

例えば、ケアホーム 日中活動支援 ホームヘルプ、土日は見守りサービスのようになり、医療のバックアップ体制が必要である。

現在、給付金を検討中。（月額220,000円位かと考えている）

## 9. ケアホーム（共同生活介護）

共同生活には、グループホームとケアホームとがあるが、ケアホームのほうが該当者は多くなるだろう。

知的障害者と精神障害者だけのサービスで、一元化の例外といえる。

居宅、アパート、公営住宅の複数者共同生活で、入浴、排泄、食事等の介護を必要とする方が入れる。

また、夜間の介護のため職員を配置する。

重症心身障害者に対応できるか、重症心身障害者のニードがあるかは不明である。また、事業所2箇所聞いてみたら、1箇所からは断られたが、もう1箇所は配置を厚くして6人に対して職員3人の配置ならばできると回答された。

## 10. 障害者支援施設での夜間ケア（施設入所支援）

共同生活介護の夜間部。

訓練等給付の希望者が受けられる。これには、障害程度区分の制限はない。

## その他

現在ある施設は、すべて障害者支援施設となる。

平成 18 年 10 月から移行が始まり、5 年後で職住分離となって完成する。

療育介護と生活介護には夜の部も含まれているが、訓練等給付にはグループホーム以外夜の部はない。

5 年経っても経過措置継続という前例が介護保険ではあったので、継続入所できる手はあるが、これを言うと期待を持たせることになるので、今はなんともいえない。

### 就労支援について

就労支援が 65 歳未満となっている真意は、一般と同じく定年と言う概念である。

その後は、地域生活支援センターで対応し、余暇活動となる。ただし、65 歳以上でも勤労意欲がある場合は、就労継続で支援する。

### 障害程度区分（106 項目は公開）

重症心身障害児(者)の中では 5～6%の非該当者が出ると思われる。

ソフトが 1 月初めに完成 市町村に配布 市町村で試行 居宅サービスから判定を始める。 入所系は 10 月までに間に合うと思っている。

ホームヘルプについて、国は区分ごとに事業基準を決める。

## 施設入所者の費用負担について

### 1. 負担上限額

重症心身障害児施設の負担上限額はほぼ固まった。

負担額上限(案)

年齢	所得区分	医療	食事	福祉	負担額
成人	一般	40,200	23,400	22,000	85,600
	低所得 2	24,600	15,000	22,000	61,600
	低所得 1	15,000	15,000	15,000	45,000
	生活保護	0	15,000	0	15,000
18 歳～ 19 歳	一般				54,000
	低所得 2				34,000
	低所得 1				24,000
	生活保護				15,000
18 歳 未満	一般				45,000
	低所得 2				25,000
	低所得 1				15,000
	生活保護				15,000

児童施設は平成18年10月1日から開始、9月までは現在と同じ応能負担  
重心施設以外は、4月から1割負担となる。

## 2. 負担区分

入所者の成人については、当該施設に住所移転をして世帯分離をして「単独世帯」となれば、本人が世帯主となり、その収入により負担区分が決定する。その際に、保護者が入所者に差し入れ等をしているのであれば、所得税の障害者控除を受けることもできるし、健康保険の被扶養者とすることもできる。（住所地で国民健康保険の本人とする必要はない。）

また、保護者と住所を同一にしても良いが、この場合は「単独世帯」の認定と保護者が税制の控除を受けず、健康保険も保護者の被扶養者となっていないことが条件となります。

入所の未成年者は、原則として保護者から世帯分離はできないので、負担区分は保護者の収入による。

## 3. 住所移転

12月27日の全国主管会議で話をするが、住民票の移動の届けがあったらそのまま受理するように話をする。また、後日各市町村にその旨および単身世帯の認定について通達を出す。

ただし、住所移転はあくまでも本人の希望によるものである。

## 4. 利用者負担の個別減免について

障害者が単独世帯であって、障害者名義の預貯金の額が350万円の場合は、個別減免が受けられます。個別減免をして、1級で28,000円、2級で25,000円（60歳、65歳の年齢による区分もある。）を残るようにする。

## 5. 障害者本人名義の預貯金について（前出個別減免参照）

預貯金が350万円以上の場合は、個別減免は受けられないことに注意。

## 6. 日用品費

個別減免後に残ったお金の中から、入所者が施設に直接支払う日用品費（18,000円/月）がある。

結局手元には、月に7,000円～10,000円しか残らないこととなる。

## 7. 施設外医療費

施設内にはない医療科目の診療（施設外医療）については、一般の健康保険と同じく3割負担となる。

## 8. 障害者医療補助

障害者医療補助は都道府県市町村と個別に折衝して欲しい。

## 9. 教育費

自己負担が原則であるが、文部科学省の予算である重症児補助枠で対応できる。

## 10. 社会福祉法人減免

社会福祉法人が行なうサービスでは、「社会福祉法人減免」がある。税法の恩典を受けている社会福祉法人がその分を社会に還元しなさいと言う意味があります。

## 11. 成年後見制度

年金管理や負担金の支払などで、成年後見制度促進の必要性は感じているが、義務付けることはできない。

## 12. 重症心身障害児入所者の特例

一旦療養介護に移行した後で、療養介護に馴染めない方は、重症心身障害児施設に戻ることができる。重症心身障害児施設は現行のまま存続する。

### その他の質問事項に対して

#### 1. 重症心身障害児通園事業

重症心身障害児通園事業は児童施設であるから、現行のまま存続し、少なくともH18年、H19年は変わらないつもりでいる。

成人は、日中の生活介護を受けるようになるかもしれない。

#### 2. ホテルコスト

国としては、ホテルコストを考えていないが、市町村が単独事業として行うサービスについては、国の権限が及ばないため、市町村がホテルコストをとっても構わないと言わざるを得ない。

#### 3. 在宅の障害児・者の負担金

在宅の場合は、成人であっても児童であっても受けたサービスの1割を負担していただく。また、通所系は食事の提供が義務付けられているが、その食事代（一般の場合は1日650円）を負担していただく。

サービスと負担額には上限がある。

平成17年12月10日 13:00~15:00  
於 全国宮城県重症心身障害児(者)を守る会々議室  
厚生労働省障害福祉課坂本課長補佐解説 抜粋

(文責 秋元俊通)